

水際対策強化に係る新たな措置（２９）
（外国人観光客の入国制限の見直し）

令和４年５月２６日

外国人の新規入国については、「水際対策強化に係る新たな措置（４）」（令和２年１２月２６日）
１、「水際対策強化に係る新たな措置（７）」（令和３年１月１３日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（１０）」（令和３年３月１８日）の措置に基づき、原則として全ての国・地域からの新規入国を一時停止し、「特段の事情」がある場合に限り、新規入国を認めることとしているところ、下記（１）、（２）又は（３）の新規入国を申請する外国人については、日本国内に所在する受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めることとする。

- （１）商用・就労等の目的の短期間の滞在（３月以下）の新規入国
- （２）観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店等を受入責任者とする場合に限る）
- （３）長期間の滞在の新規入国

（注１）上記に基づく措置は、令和４年６月１０日午前０時（日本時間）から行うものとする。上記に基づく措置の実施に伴い、措置（２７）４．に基づく措置は、令和４年６月１０日午前０時（日本時間）限りで廃止する。ただし、措置（２７）４．に基づき、令和４年６月１０日午前０時（日本時間）より前に受入責任者の行った申請及び申請の完了は、上記に基づく申請及び申請の完了と認めることとする。

（注２）上記に基づく措置は、令和４年６月１０日午前０時（日本時間）以降に新規入国する外国人であって、受入責任者の行った事前の申請が完了した者を対象とする。

（注３）上記（２）に基づく措置において新規入国を認める外国人は、「水際対策強化に係る新たな措置（２８）」（令和４年５月２０日）（以下、「措置（２８）」という。）に基づく「青」区分の国・地域から入国する外国人に限定する。（本邦への上陸申請日前１４日以内に滞在した国・地域が、措置（２８）に基づく「青」区分の国・地域の場合に限る。）

（注４）上記に基づく措置における受入責任者とは、入国者を雇用又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等をいう。また、上記に基づく措置における旅行代理店等とは、旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）に規定する旅行業者又は旅行サービス手配業者をいう。

（以上）